

Title	露国の政体に付て
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.1 (1912. 1) ,p.27- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會政策の要求する所は、決して此一事のみを以て足れりとする能はず。此以外に貧民をして受救状態の下に於て尙ほ家庭を存續し、獨立民に近き又は獨立民たるを得る生活を營ましむるの用意なかる可からず。英國は養老年金法、國民保險法其他の政策に依て、此目的を達せんとするに對して、エルベルフェルド救貧制度は戶外救助に伴ふ弊害を避けて同一の目的を果さんとす。而して國民が公共に對する義務として、無給の救貧吏員たるに至つて此制度の効果大なりとす。

## 露國の政體に付て

田中萃一郎

傳へ云ふ露帝ニコライ第一世のペテル、モスクワ間に六百四露里の鐵軌を敷設せしむるや、地圖を展べて一直線を劃し、勅命によりて線路を定めたりと、夫れ或は然らん。然りと雖も彼の西紀一八三七年を以て落成し、露國最古の鐵道なりと云はれたるペテル帝都、ツアールスケー、セロ離宮間二十二露里の鐵路の如字的に一直線なるを思ふ時は、ニコライ第一世に關する傳説の或は此の線路より彼に移されたるにはあらずやとの疑を起さずんばあらず。俗間傳説の輕々しく信じ難きことは、今更事新しく云ふまでもなく、隨てこの俗説に基きて各國の政體を論評せんことは極めて危険なり。勿論洋の東西を問はず、法制沿革の事跡は自から其揆を一にするものなきにあらずと雖も、その間亦、自然界の影響により國民性の相違により、將た又特殊の事情によりて、歴史上幾多の變態を呈することなくんばあらず。故に余輩は茲に聊か露國政體の沿革を究め、その性質を明にするの一助に供

せんとす。

## キーエフ時代

露西亞の建國に關しては、北人入寇の結果にして、古代の露國は英國又はシチリア國と同じく、北人の建設に係れりと云ふの外科學上斷言し得ると能はず。バルト海の沿岸に住ひしフィン人は瑞典民族を稱してロス又はルスと呼べり。ネストルの年代紀の所謂イルメン湖畔のスラーヴ人に招聘せられ、遂に之に君臨せりと傳へたる、ワレーゲル人出身の三同胞リュウリック、シネウス、ツルヴフォルの名はスカンデナヴィア語の訛れるなり。而して三同胞招聘の傳説は、之を歴史上より説明すれば、スカンデナヴィアよりビザンチオンに至る、所謂東路に當れる地方全部を、北人の占領せし事實を象徴せるものなると言を俟たず。この東路はバルト海よりネヴ河、ラドガ湖、ヴォルヒョー河、イルメン湖を経て、北流して之に注げる細河を溯り、短距離の分水地域を超えて、ドネーブルの河系に出でたり。露國の年代記は常に之をワレーゲル人即ち北人の許より希臘人の許に至るの通路と呼べり。かくてキーエフは露人の首都となり、露人は同地を本據としてドネーブル江

の上流一帯の地並にノヴゴロド方面に制令を加へたり。故に第十二世紀に至るまで、キーエフ並に附近の地方は露西亞と呼ばれたり。君侯も亦その隨従も、徐々に環境住民の影響を受けてスラーヴ化されしも、而もロス人なる舊名稱は保存せられ、新郷土は、露西亞と稱せらるゝことゝなれり。

上古より露人の間に行はれたる習慣法は、スラーヴ民族の住居せる被征服地方に實施されたるものゝ如く、露人と希臘人との條約文にも將た又、露國律令の正條にも共に記録せられたり。但しこの北人の輸入せる新君主制度と相並んでスラーヴ民族固有の制度たるヴェーチエ即ち民會も亦存續したり。イロワイスキイの露國史(八代六郎氏譯)に『薩刺瓦人は集て一國をなさず、諸族各其族長即ち一家或は宗族中の長老の司配を受け、分立して生を營みたり。此の長老輩時々公共の事を議する爲め會集することあり、此の會を名けて民會ヴェーチエと稱せり』とあるもの、即ち是にして、西紀八六二年にリュウリック等を迎へし時も、諸部族豫め會議を開きたりと、ネストルの年代紀に見えたり。又同じ年代紀にドレーヴリア人曾て、君侯マルと共に謀りてリュウリックの子イゴール殺戮の計畫を定めたりとあるは、君

侯が民會に諮りしことを云へるならん。コワレウスキー教授は曾て牛津大學の講義に於て、この露國最古の民會の特色は、西紀第十世紀の末には全くその痕跡を失へるものなるが蓋し一黨一族の會議若くは之が聯合會にして、一都會の住民の會議にあらざりし點に在り、故に當時の民會はケーサル並にタキッスが古代の日耳曼人の間に發見したりし部族會の一種なりき云々と云へり。(Maxime Kovalevsky, Modern Customs and Ancient Laws of Russia, p. 133) 彼の慶州南川の河畔に開ける新羅の議會も亦之と性質を同うせしなる可く、三國遺事に前漢地節元年壬子(西紀前六九年)三月朔六部祖各率子弟俱會於闕川岸上議曰我輩上無君主、臨理蒸民、民皆放逸、自從所欲、蓋竟有德人爲之君主、立邦設都乎とて始祖赫居世を迎へたる當時のことを録せるが小露西亞建國の事情と符節を合するの點あり。

然るに西紀第十一世紀の初より露國の民會は、全くその性質を一變し、多少獨立せる政治上の中心となれる都會の民會となれり。これ當時の露國が全くその國體の後世の發展と相背馳せるの性質を具備せしが爲にして、その領域は實に東邦より彼のコンスタンチノーブル並に黒海を経て盛んに各方面に遠征を試み空前

絶後の活躍を試みし北歐スカンデナヴィア人の許に至る重要な通商上の孔道の左右に位せり。故に後世の露國に於ては、この初期の時代に於けるが如く歴史上に都會の勢力を及ぼし、と曾てあるなく、ノヴゴロドとキーエフとは南北に對峙して商業上の覇權を握り、ドネーブル江畔に位せるスモレンスク並に大バイプス湖に接せるプスコフの如きも通商上侮る可からざるの地歩を占めたり。露國が經濟上後世よりも却て國初に於て比較的貨幣經濟の發展を見たるは、實にこれが爲なり。スズタルの年代紀西紀一一七六年の條には『ノヴゴロド、スモレンスク、キーエフ、ポロスクの民並に露西亞各地の民は、往古より民會を開きて協議を遂げ、今日もなほ渝ることなし』とあり。これら大都會の民會は、君權不振の日に於ては殊に勢力ありしが、而も露國の如く、その重力の中心の主として農業方面に移らんとするの國家にありては、民會の主義は以て高等なる政治的發展の萌芽たること能はざるなり。

## 二 蒙古人跋扈時代

降て蒙古人跋扈し露國がその羈轡に苦みし時代に在りては、種々の點に於て著

しく形勢の變化を呈したり。先づ第一に記す可きは既にキイエフ時代に於て開始されたるヴォルガ江上流並にオカ河地方植民の完成これにして、この新植民地域はキイエフ地方の小露西亞に對して大露西亞と稱せらるゝこと、恰かもマグナ、グレキアの如く、將た又大日本オホセムトの如く、而して現今露國の樞軸たり。この地方には元來フィン人居住せしが、スライヴ人の植民は、或はドネーブル江方面より、或はノヴゴロド方面より、徐々に森林を開墾しつゝ、前進したり。但しフィン人の占領地方に露人の植民したる事情は殆んど時を同うして行はれたる、エルベ、ザアレ兩河東方に位せる、スライヴ人の住居地を、獨逸の王侯の征服したりし状態に比する時は、全くその趣を異にせり。露人の植民は寧ろ極めて平和的にして、スライヴ人とフィン人との混淆は今日エルベ東方に於けるスライヴ人と獨逸人との間に於けるよりも遙かに盛んに行はれたりしが如し。故に現今の大露西亞人は例へば日韓人の如き、同一人種に屬する異民族の混淆せるにあらずして、二個の異人種即ちアールア人種と蒙古人種との能く混淆し得たる好箇の實例を提供せり。

次に蒙古人跋扈時代に於て、モスクワの覇權の下に政治上の中央集權行はれた

り。露國領土の糾合は韃靼時代の特徴たり、根本的事實たり。モスクワは地理上形勝の地點を占めしが爲、新植民地域即ち大露西亞方面に於て、經濟上文物上之が中心點たる可き宿命を有したるが上、幸にもリュウリツク家のモスクワ統は、遺産相續に際して、領土を分配せると比較的稀に國家は常に復た一人の掌裡に統轄されしを以て、發展上頗る便宜を得たり。加之モスクワの大公は薩萊の韃靼汗に對して親密の關係を保ちしより、爾餘の諸侯も事ある毎に次第にモスクワに依頼するの勢を成せり。蒙古人の桎梏を脱し得たるイヨワン第三世（一四六二—一五〇五年）の治世に於ては、大露西亞は既に一人の掌裡に統一せられたり。故に獨逸に於て奧太利、プロイセン等が諸侯のうち在りて斬然として頭角を現はせるが如く、露國に於ても亦政治上の統一に於て成功し得たるは領土の重心を植民地方面に於ける諸侯なりき。關東の植民地に根據を置ける源氏が政權を武門の手に收めたるも同一様の現象にして、辣腕を植民地に揮ひたる政治家が、將來本國の政界に跳梁せるは、羅馬に於て然り、日本に於ても亦然らんとす。

國家の空間的膨脹と時を同うして、キイエフ時代に於ける國內政治上の要素は

著るしくその勢力を失へり。キージェフ時代にありては、君侯は常に郷士と民會とを憚り、この二種の政治上の要素は重要視されしに、然るに露國の東北部に於いては民會は殆んど政治界の視界より隠れ、僅かに舊市ノヴゴロドのイェソソフ第三世の時まで、その獨立を保てるものあるに過ぎざりき。蓋し商工業の勃興せざる、純然たる農業地方に在りては、都會はその發展を遂ぐる能はず、都會と稱せらるゝものは實は用兵上の要地にして、行政上の中心たるに過ぎざりしを以てなり。而して前世紀に至るまで露國に第三階級の全く缺如たりしこと、又同一の事情に基かずんばあらず。次にキージェフ時代に在りては、君侯は一群の不羈自由なる郷士の上に立ち、その輔佐によりて君侯の位を獲得し、確保し、領土を統御したりき。這般の郷士は君侯の絶對的臣隸にあらずして、之に對して自由なる契約的個人的輔佐の任に當るに過ぎざりき。故に君侯と郷士との間に意見の衝突起るや、郷士は一團としても將た一個人としても、君侯の制令を奉じ之に服役することを拒み、背きて之を棄るの權利を有したり。隨て郷士の意見、少くも最も有力なる郷士即ち貴族の意見は、大事を決するに當りて君侯を動かしたり。然るにモスクワ時代に

入りて形勢は全く一變したり。國家の統一成ると共に郷士は他の君侯に仕ふるの機會を奪はれ、その服役拒絶權は消滅したり。加之、キージェフ時代の貨幣經濟制度は今や過去の舊夢と化せり。モスクワ時代の農業的露西亞に在りては、流通貴金屬は全く缺乏したり。蓋し之を手にし得可き唯一の手段は農産物をノヴゴロドに送り、その媒介によりて之をハンザに供給するに在りき。而もかくの如くにして、露國に齎らされたる貨幣は、蒙古人に納むるの朝貢と爲りて、再び露國より排出されたれば、結局自然經濟の制度は、惟り露國に行はるゝこと、なれり。且又臣民に對して專制權を行使せる韃靼君侯の實例も政治上に影響せしこと少からず、貴族に對するモスクワ大公の政權増進すると共に、蒙古汗を模範とするの勢は益々熾に督て自由不羈なりし郷士は今や親からモスクワ人の隸從なりと稱し、且しかく感ずるに至れり。但し郷士の勢力はしかく衰へたりと雖も、而も住時の郷士時代の遺物として、貴族階級の代表者を以て組織したる貴族會議は、大公并に後世のツァールの治下に存續したり。蓋し西紀第十六世紀の中葉に至るまでモスクワの君侯を助けて文武の政事を行ひしものは、貴族にのみ限られ、貴族は出で、

36 は地方の長官として、總督のこゝを行ひ、入ては貴族會議の議員として施政の上に獻替したり。實に如何なる法律も豫め貴族會議の協賛を経ずんば公布さるゝを得ず、君侯幼沖の時は貴族會議國事を左右せり。故に蒙古人跋扈時代に次げるモスクワ時代に於ては、この貴族の專恣を制止するを以て君侯の主たる任務となせり。

### 三 モスクワ時代

モスクワの大公イヨリン第四世が、ツァールの尊稱を用ゐたる後三年、即ち西紀一五五〇年を以て階級總會議ビスキリノボールの召集されしは全く上流貴族を抑壓せんが爲なりき。是より先露國には貴族會議グの外に神聖會議イソウイアセンニツボールと稱するものありて、僧正管長等を以て之を組織し、宗務を討議せしが、この年に至り、兩會議の議員に加ふるに更に下級貴族、武官、都鄙住民の代表者を以てし、茲に階級總會議の成立を見たり。この總會議は或は英國の如く兩院を成し、或は佛國の如く三院をなし、或は五院を成し、西紀一五六六年の如き實に入院を成せしが (P. Charles: Le parlement russe, p. 16) その組織沿革に就ては曾て法學博士戸水氏に露西亞の國會と題する小冊子の著あり又、

上述せるコワレウスキー教授の講演中にも一章を設けて之を詳述しあれば、敢て茲に之を反覆する必要なく、リユウリツク統の絶えたる時に方り、西紀一六一三年に於て、現今の露國帝室の太祖ミハイル、ロマノフがツァールの位に即きしは實に階級總會議の選舉によりしを思ふ時は何人もその實權に就て疑惑を挾むことを得ざる可し。但し彼得大帝が西紀一六九八年皇姉ソフィアの異圖を妨げんとして、階級總會議を召集したる、以來遂に再びその開會を見ず、これ皇帝の專權確立したる爲なることは、敢て茲に之を言はずして可なり。

モスクワ時代の露國憲法史に於て、殊に注意を要するはその農政史なり、何となれば農業の進歩は、法制の發展と相併行するものにして、而も之に影響を及ぼさずんば止まず、且又モスクワ時代の露國に於ては、土地は實に資本の唯一の形式を構成したればなり。而してこの時代の二大特色は益々農民を耕作地に羈束せると併に知行制度の發展せることこれなり。國內に於て毫も貨幣の存するものなかりしが故に、大公并に後世のツァールは宮内官并に軍人を扶持するに方り、勢ひその能く自由に處分し得可き廣漠たる土地を以て之に充てざるを得ざりき。寺

院并に貴族も亦その隨從の勤勞を償ふに知行を以てしたり。知行の性質は、その收穫能く領主をして恒に主君に奉仕することを得しめ、且衣食は勿論乘馬武具を備辨せしむるに在り。而も隨從は主君に奉仕せざるを得ざるが故に、親から勞作して土地の收穫を納むるの餘裕なし。隨て知行は概して住民の現存せる地方に限られ農民は小作人として之に住へるもあり、或は初よりその耕作地を所有せるもありき。彼の場合に於ては領主は賃借料の全部又は一部を收め、是の場合に於ては農民に庸役として知行を耕作するの義務を課して農民は一舉にして隸農となれり。かくの如くにして隸農たる多數の農民と大地主たる少數貴族との中間に、貴族に比する時はその數の著るしく夥しき新階級起れり。隨從の階級即ち階級總會に初めて召集せられたる下級貴族即ちこれなり。

モスクワ帝國の爾後の發展は全く西歐中古の封建制度とその事情を等うし、知行を所有せる者は先づ知行を世襲するの權を得んとし次に自由に知行を處分するの權を完全に享有せんとせり。この兩種の權利は漸を以て承認せらるゝこととなりしが、第十八世紀の中葉に及では、當初知行の所有と隨從の義務との間に存

したりし、密接の關係は殆んど消滅し、かくてエカテリイナ第二世は、即位の初めに方りて下級貴族の間に人望を博せんとし、西紀一七六二年を以て、單に知行を所有するものには隨從の義務なしと定めたり。但し露國にありて殊にその事情を異にせるは、エカテリイナ第二世の當時は勿論今日に在りてもなほ露國農民の間にツアールの隨從即ち後世の貴族を給養するの義務は、當初庸役として農民に課せられたりとの消磨し難き記憶の存すること是なり。故にエカテリイナ第二世の當時にありて農民は貴族隨從の義務の廢止と共に、農民の貴族に隸屬し耕作地に羈束さるゝの義務も亦廢止さる可しと豫期したり。何となれば領主即ち貴族は最早ツアールに對して何等奉仕隨從の義務をも負はざればなり。今日露國農民の大多數は本能的に露國の土地の本來の所有者は、地主たる貴族にあらずして、ツアールと農民となり、隨てツアールは能く貴族より土地を奪ひて、農民が本來所有せる耕作地を之に還附し得可しと確信しつゝあり。故にアントン・パルメは「貴族の知行を耕せる農民の大多數にして、元來國家の農民たりとせば、而して、隨從貴族を給養するが爲庸役を課せられたるものなりとせば、農民の主張の根底には、隸農

40 の起源たる歴史上の經過に關する正當の見解を含蓄せることを認めざるを得ず』と云へり。(Anton Palme: Die russische Verfassung, S. 26) 露國內政上の難關たる土地問題を了解せんと欲せば、須らくこの史實を記憶せざる可からず。

#### 四 皇帝專制時代

皇帝專制時代に入や、獨裁政治に制限を加へんとする運動は數ば試みられしも、隸農廢止以前の階級的運動と、隸農廢止以後の立憲的運動との間には、自ら雲泥の相違あり。この根本の區別は從來充分に注意せられざりし點なれど、彼得大帝の崩後モスクワの舊貴族が、彼得時代に榮達せるものと、外國より招聘せられたるものとを籠絡して、相共に最高樞密院を設けツァールを戴きて貴族政治を行はんとせるが如きは階級的運動の適例たり。この樞密院は彼得の女、グルリヤンヂア公配アンナを擁立し、再婚せざることを、その協賛を経ずしては皇嗣を指名せざることを始として、その同意なくんば、宣戰せず、媾和せず、臣民に租税を課せず、國庫の收入を消費せず、内外人を任用せず、文武の官吏を大佐相當官以上に進級せざることを、又裁判に依るに在らずんば貴族の生命財産榮譽を剝奪せざることを、擁立の條件とし

たり。最後にアンナは『朕にして若しこの誓約に背かんか、朕は露國の帝位を失ふ可し』との誓詞を要求せられたり。この舊貴族の運動にして成功せんか、露國の政體は一變して波蘭の如く君主制の形式のみを存せる、貴族的共和政に傾きしならん而もモスクワ時代にツァールの隨從たりし下級新貴族は、激烈にこの上流舊貴族の異圖に反對したりしを以てアンナは遂にこの條件に對する誓約を無視し、最高樞密院を廢止したり。西紀一七二六年高等樞密院組織され國事の諮詢を受くることとなるや、ペテル駐劄の佛國公使カムブルドンは、之を評して、英國又は瑞典の政體に倣はんとするの第一歩なりと云ひしが、舊貴族の殿將イヨワン・ツルベツキは西紀一七五〇年を以てこの世を謝せり。

英邁なるエカテリイナ第二世は、佛國アンシタロペヂストの學說に動かされ、西紀一七六七年貴族僧侶市民農民哥薩克等をして代議士を選出せしめ、法典改正の問題に付て、協議を開かしめしが、その目的を達せずして止めり。降て西紀一八〇九年にスペランスキがアレクサンドル第一世の命によりて、起草したりし憲法案も世人の誤て信するが如く、立憲思想に基ける者にあらざりき。即ちこの草案

にして實施されんか、露國は立憲國とならずして、却て波蘭を模範とせる典型的貴族制の國家となりしならん、これ全く從來史家の看過せる所なりき。更に皇帝の晩年に及んで、西紀一八一九年を以て、ノヴオシルチエフの起稿せる法案も亦同一の精神に基けるものにして、措辭用語等波蘭語より借用し來れるもの多く、明にその波蘭の制度を規範とせるものなることを示せり。世人の知れるが如く、當時創設せられたる制度にして、惟り能く後代に遺れる帝國參事院は、ツァールの勅選せる議官を以て組織され、立法行政司法に關する諮詢機關としてその下に立てり。男爵フオン・スタインは西紀一八一七年プロイセンに參事院を設けんとするや、之を評して憲法を施ける國家にありては無用の長物なりと云ひしが、この言は移して以て露國參事院の上に尙ふることを得可し。

ニコライ時代の政争に付て研究する者は、何人も隸農制度を維持しつつ、同時に近代の憲法を實施せんとするも、到底不可能なるを認めん。アレクサンドル第一世も將たその帝位を襲へるニコライ第一世も共に隸農制度の弊害を十分に意識せしも、而も貴族の抵抗を無視して迄も、之が廢止を斷行するの勇氣なく、隨てその

實施せる改革は、價值極めて乏しく、何等實際の效果をも生ぜざりき。専制政治の範圍内に於て、現狀に改善を加ふるの困難なるを看破するやムラヴィヨフの如き少壯氣鋭の人士は自から急激なる政治上の運動をこゝとして、君主の權力を制限するの制度を立てんとし、ペステルの如き一部少數のものは、露西亞共和國の建設をさへ夢想するに至れり。勿論隸農制度の存する限り、この共和國は必ずや貴族的共和國たらずんばあらず。かくてナポレオン時代に於て、西歐より露國に輸入せられたる急進的近世思想は、波蘭を模範となせる貴族年來の理想と相交錯して、茲に新思潮を醸酵せしめ、西紀一八二五年十二月の所謂十二月黨の叛亂を見るに至れり。

後世露國の有識社會として知らるゝもの、萌芽は夙に此十二月黨の叛亂に際して之を認むるを得可く、この社會は元來國民中の一少部分に過ぎざりしも、益々専制政治に對する反抗の氣炎を高めたり。當初之に屬せしは貴族中の自由主義者のみに止りしが、アレクサンドル第一世以來殊に急激の步調を以てニコライ第一世以來、爾他階級の子弟も亦官吏として政府に奉職せる結果、之に加はるゝこと

ゝなれり。露國の帝室は彼得大帝以來貴族を妨けて團結鞏固にして、權力過大な一階級を構成すること能はざらしめたり。この目的を達せんが爲官吏の間に位階ナシを設けて、之を十四等に分ち九等以下は一代貴族八等即ち陸軍大尉相當官以上は世襲貴族と見做せり。露國の貴族は之を憚ばず、數ば貴族の榮譽とは特別の詔勅に依りて之を授けられたしと請求せしも、ツァールは之を拒みて、今日に至るまでなほ從來の慣例を改めず、官吏は位階昇叙の結果自然に世襲貴族の待遇を受けたり。之と同時に政府はその需要せる多數の官吏を養成するが爲め、勢ひ高等學校並に大學を設立せざるを得ざるととなり、且行政上の必要を充さんが爲貴族以外の子弟をも之れに入學せしむること、なりしより、西歐思想に對して種々の防遏策を講じたるにも拘はらず、ニコライ第一世の君臨せる間に、新教育を受けたるもの、數は實に國家の絶對的に官僚化されたる結果として次第に増加したり。而してニコライ第一世の治世には又當時の公法私法を一括して法典と爲し現行の法令全書を編纂せしも、而も行政上の壓抑は依然として行はれしが爲自由主義を懷抱せる有識社會の政府攻撃は益々激烈となり、斷乎として獨裁政治に反抗するに至れり。

## 五 立憲的運動の時代

アレクサンドル第二世位に即くの後に至り、漸くにして隸農制度は廢止せられ、茲に初めて眞の立憲政體を採用し得るの素地を作れり。西紀一八六一年の隸農釋放法は、農民階級に對してなほ障壁を存せしにも拘はらず、この階級並に往時惟り納税の義務を負担したりし、爾餘階級の人口を増加せしめ、隨て之をしてその障壁を撤去し階級的束縛を脱却し高等なる文明の水準に飛躍せんことを思はしめたり。この事實は六十年代以來有識社會の俄に増加し、その出身の著るしく民主的となれるに徴して之を知る可し。西紀一八六二年二月十三日トウエル縣の貴族は國會開設の上奏文を捧呈し保守主義の新聞記者カトコフの如く、西歐の議會制度に反對せるものなほ且階級總會の召集を主張するに至りしが翌年の波蘭叛亂に一驚を喫したるアレクサンドル第二世は地方自治の第一着手として縣會西紀一八六四年市會西紀一八七〇年を開設し、一時その改革事業を中止したり、而も何れの國家の政治史に徴するも國會と地方議會とは極めて密接なる關係を

46 有するが故に地方自治の制度未だ布かれずして國會を開設せんとするは眞に本末を顛倒せるものなりと云ふ可く、この點より見てアレクサンドル二世の施設は推稱するの價あり。次で露土戦争の結果としてブルガリア人が國會をチルノヴオに開くやハルコフの縣會は陛下がブルガリア人に與へたる處を陛下に忠良なる臣民に許されよと上奏しアレクサンドル二世も亦ロリス・メリコフの言に聽き將に憲法を發布し給はんとせしに、遇せ弑虐の大罪犯されたるは今なほ世人の惜む所なり。當時大公等も亦憲法發布の必要を認めしも新帝の師傅たりしパベドノステエフの意見勝を制しその草案は遂に暗中に葬られたり。アレクサンドル三世の反動時代に於ける無法なる警察政治は徒に人民の反抗を威壓し獨裁の政權を鞏固にせんとせるに止まり、單にその目的を達すること能はざりしに止まらず却て之に反して行政權の濫用甚しかりし爲、一般社會に於ける不安の念と獨裁的國體に對する不滿の情とは益々旺盛となれるのみなりき。ローレンツ・フオン・スタイン曾て曰く「一度行政の有益なる影響に對して眞摯なる疑感を生ずる時は次第に國民並に一私人をして之を規定せる憲法の果して正當なるや否や

を疑感せしむるの結果を生ず可く何人もその大勢に抗する能はず」又曰く「憲法の眞價は行政の評議に依て定まる」と當路者の施設民間に信用なくして焉くんぞ政體の基礎鞏固なることを望むを得んや。

東亞の戦役は遂に露國の憲法問題を解決せしめたり。極力自由主義を壓抑せんとしたる内相フオン・プレーヴエは革命黨の手に付れて西紀一九〇四年七月二十八日自由思想を懷抱せる公爵スヴィアトポルク・ミルスキー之に代り縣會市會の有志聯合會は初めて政府の默許を得てペテルに開かれたり。然れども皇太后を始としてパベドノステエフ、ウイッテ等は、何れも固陋頑迷なる意見を抱きミルスキー公は遂にその志を行ふこと能はずして致仕したり。而も西紀一九〇五年の五月には對馬の海戦あり翌月には縣會市會第二聯合會代表者の上奏ありかくて八月九日憲法の發布を見しも、その第一條に基本法に従ひ、帝國參事院より至上強裁權に向て奏請す可き立法上の提案を豫め研究し討究せしめむが爲國會を設くとありて八月十九日發行倫敦スタンダード參看内相ブーリギンの計畫は國會を以て純然たる諮詢機關たらしめんとするに在りき。而してその選舉法は縣會

48 市會の選舉手續を參考して成れるものにて極めて複雑なるものなりき茲に於てか活版職工を先頭として起れる十月の大ストライクは二週間に亘りて、全露政治機關の運轉を中止し政府に逼りて十月三十日の詔勅を發布せしむるを得たり。その詔勅は全くポーツマスの和約を携へて歸國し新に伯爵を授けられ且新設首相に任せられたるウィツテの諫争せる結果にして、憲法上の自由と選舉權の擴張とを約し且議會の立法協賛權行政監督權を認めたり。その後選舉法は改正せられ(十二月二十四日)國會は立法部の下院となり(西紀一九〇六年三月五日)之が上院となれる帝國參事院の組織は改正せられて議官の半数即ち九十八名を民選となし結局法令全書の國家基本法は補充せられ改正せられて國會の召集以前に發表せられた(五月六日)。

抑も西紀一八三二年の編纂に係れる國家基本法は之を二編に分ち第一編は至高強裁權の神聖なる權利特權と題し、第二編は皇室典範と題せるが西紀一九〇六年の發行に係る法令全書に於ては第一編は之を國家基本法と題し、第二編皇室典範には何等の修正をも見ず。舊基本法の第一編は之を九章八十一條に分ちしに

新基本法は之を十一章百二十一條に分ち、而して舊法の第三條乃至第四十六條は新法の第二十五條乃至第六十八條と全くその内容を等うせり。ドツドの近世憲法集に收めたる露國憲法の條文はこの新舊同文なる第二章乃至第七章を漏せるが故に同書に第二章露國臣民の權利義務とあるは現行法令全書の第八章にして從てドツドの第二十七條は法令全書の第六十七條に當れり。この第八章は全然新に規定されたるものなるが、パルメの指摘せるが如く保守的なるプロイセンの憲法に倣へるの跡歴々たり、今試に之を比較すれば即ち下の如し

露國々家基本法

ドツド採收條文

プロイセン憲法

- |         |         |       |
|---------|---------|-------|
| 第六十九條   | 第二十七條   | 第三條   |
| 第七十條    | 第二十八條   | 第三十四條 |
| 第七十一條   | 第二十九條   | 第九條   |
| 第七十二―四條 | 第三十一―二條 | 第二十九條 |
| 第七十五條   | 第三十三條   | 第六條   |
| 第七十六條   | 第三十四條   | 第十一條  |
| 第七十七條   | 第三十五條   | 第九條   |
| 第七十八條   | 第三十六條   | 第二十七條 |
| 第七十九條   | 第三十七條   | 第三十條  |
| 第八十條    | 第三十八條   | 第十二條  |
| 第八十一條   | 第三十九條   |       |

その他第百十四條に豫算の討議に方り、國債その他國家の義務に屬する經費は之を削除し若くは減額するを得ずとあるは帝國憲法第六十七條を踏襲せるものなる可くバルメが『露國憲法は日本の憲法と共に最も保守的なる憲法の典型に屬す』と云へるは(Paine a. a. O. S. 86)公平なる批評たるを失はず。

現行國家基本法の第四條には全露皇帝は至高強裁權を有す、畏懼して之に従ふのみか本心より之に従ふ可きことは神命なりとあれど國會は遂に開會せられたり。(西紀一九〇六年五月十日)。この第一國會に多數を占めし立憲民主黨は普通選舉、議會政治、參事院、廢止耕作地收用等を要求し更に一步を進めて人民に訴ふるの檄文を公にし農民救濟策に對して國會に聲援せんことを求めしよりツアールは國會を解散すると同時にウイッテに代て首相たりしゴレムキンの職を免し、内相ストリピンを之が後任と爲せり(七月二十一日)。立憲民主黨の代議士はフィンランドのウイボルグに會し人民に訴へて納稅兵役の義務を拒ましめんとせしめこのテニス・コートの誓約は失敗に了れり。ストリピンは村團土地共有制を改め

て農民各自に土地所有權を與へ又官有地四百萬町歩餘を農民に分配するの案を發表したり。然るに西紀一九〇七年の初に於て選出せられたる第二國會に於ても左黨の勢力は毫も衰へず、焦眉の急たる農民救濟問題に關しても立憲民主黨と左黨とは農民の爲に強制的に私有地を沒收せんことを望み政府は賣却の希望ある財産の購買の同意せんとしその意見相容れず飢饉地方救濟費として、一千七百萬留支の案を可決したるのみ。玆に於て政府は斷然クレーダーを行ふに決し陰に機會の到來を俟ちしに偶々皇帝弑逆の陰謀發覺し政府は國會に向て之に與れる社會民主黨議員數名の交付を求めしも容易に之に應ずるの色なきを見直ちに國會解散の詔勅を公にし(六月十六日)且之と同時に選舉法を改正して農民職工異民族の權利を制限したり。之が爲に次で十一月十四日を以て召集せられたる第三國會に於ては立憲民主黨よりも溫和なる政見を抱ける十月黨最も勢力を振ひその創立者の一人たるホミアコフ議長に擧げられ政府と國會との關係は聊か圓滑となれり。然れども政府と國會との間に衝突なしと云ふに在らず西紀一九〇八年には國會は戰鬪艦四隻の起工費を否決せしも政府は參事院をして之

を可決せしめて國會の決議を無視し衝突時代に於けるビスマルクと同一の暴政を行へり。殊にストリピンが縣會を設けざる西南部の九縣に於て法令に従ひ地主をして參事院議官を選出せしむる時は勢ひ波蘭人の當選す可きを察してその選舉を停止し而して西紀一九一一年愈よ縣會を設置せんとするに方りて同地方に勢力ある波蘭人の地主を抑へて露人に特別の待遇を與へんとするや國會は三票の多數を以てこの計畫に協賛を與へたりしも參事院は之を否決したり。然るにストリピンは辭表を呈出して三月二十日ツァールに逼り遂に三月二十五日より二十七日まで議會に休會を命じ帝國憲法第八條と同一の精神に成れる國家基本法の第八十七條を適用して詔勅を以て西南部九縣に縣會を設置する件を發布したり。今やストリピンは刺客に傷けられて遂にその命を失ひ(九月十八日)而して藏相ココウゾフ之が後任に擧げられしも露國の政體は未だ眞の立憲君主制と稱す可からずゴータの年鑑に獨裁のツァールを戴ける立憲君主國とあるは稍や當れりと云ふ可し。

### 慾望の自變を論じて三邊教授に答ふ

寺尾 隆 一

目次

- (一) 序説(舊稿の論構)
- (二) 効用小説
- (三) 三邊教授に答ふ

### 一 序 説 (舊稿の論構に就て)

予國家學會雜誌第二十五卷第十一號十一月號に於て全部効用に關する誤謬なる一文を公けにするや篤學なる慶應義塾大學教授三邊金藏氏は慶應義塾學報第百七十三號十二月十五日號に於て全部効用に關する誤謬といふ論の誤謬なる名題の下に熱痛なる批評を試みられたり。予本論を公けにせんとするに當りてや、勘からず世上學者の反對を買ふならんとは豫期し居たりし所なるが、今其第一人

慾望の自變を論じて三邊教授に答ふ